

E. W. バージェスの問題：こどもの発達とケーススタディ

——井垣章二先生に捧ぐ——

天木志保美

AMAKI Shihomi

1 はじめに

何年か前から E. W. バージェスを読んでいる。長いこと家族社会学をやっていて、家族社会学の祖と言えばバージェスなのだが、あたかも社会学の祖はコントであると言うがごとく、バージェスの家族論についていこうに知らないことに気づいたことによる。バージェスの家族論と言えば「制度から友愛へ」が有名だが、それさえもかつて思っていたように、家族制度から友愛に基づく結婚へと解していれば良いのかどうか、今では怪しく思っている。バージェスと言えば 1910 年代から 1960 年代まで、日本で言えば大正から昭和にかけて活躍した、きわめて時代的に近い人であることにも改めて気づいたりしている。そんなこんなで、バージェスの文献をかりかりとはじめから読むことにした。その第一弾が本稿である。

バージェスの仕事は多様で精力的であるが、ある意味まとまりがない。正確に言うと、本人によってまとまりをつけられていない。おそらく多くの人が手がかりとしているのは、1969 年に、パーク & バージェス (1921) *Introduction To the Science of Sociology* を復刻し、1973 年に、バージェスの選集：Selective Writings (*Ernest. W. Burgess: On Community, Family, and Delinquency*) を編纂した、ジャノヴィッツ (M. Janovits) によるバージェスの業績の提示ではないであろうか。

ジャノヴィッツは、バージェスの選集を監修するにあたり、バージェスの仕事を 1) コミュニテ

ィ、2) 家族、3) 犯罪と非行、4) 方法と価値の 4 つの領域で捉えている。

バージェスの文献目録の始まりは 1916 年である。1916 年と言えば、バージェスの博士論文であり最初の著作である *The Function of Socialization in Social Evolution* が刊行された年であるが、同じ 1916 年、二つの論文が刊行されている。「小都市の少年非行」(“Juvenile Delinquency in a Small City”) と「社会調査：社会学部による建設的なサービスの分野」(“The Social Survey: A Field for Constructive Service by Departments of Sociology”) である。「小都市の少年非行」は、バージェスの処女作と言ってよいと思うのだが、ジャノヴィッツの選集には取り上げられていない。おそらくジャノヴィッツの分類で言えば「犯罪と非行」に分類されることになるであろう。

バージェスは、シカゴ大学大学院を卒業し、シカゴ大学に助教授として赴任する前、トレド大学 (1912-3)、カンザス大学 (1913-5)、オハイオ州立大学 (1915-6) で教鞭を執った。カンザス大学在職時、彼は教授ブラックマー (F. W. Blackmar) の下で、大きな調査を二つ行っている。ベルヴィル社会調査 (1914) とローレンス社会調査 (1917) である。前者には、社会、健康、産業、衛生と部門がある中で、社会部門の調査担当者として参加し、後者では、ブラックマーと共に共同報告者に名を連ね、実質的な調査の指揮者であったと思われる。

上述の二つの論文は、この調査経験を基に書か

れた。「社会調査」はカンザス大学社会学部が試みた新しい形態の社会調査について論じたものであり、「小都市の少年非行」は、ローレンス調査報告書の一項目「非行」を基に書かれたものである。コミュニティの全体を捉えることを試みた調査の数ある項目の中から、バージェスが選んだ具体的なテーマが「非行」であった。

本稿では、二つの論文が、それぞれに初期バージェスの方法とテーマを構成し、これを両輪としてバージェスが科学としての社会学の形成を目指していく、その過程を明らかにしたい。ジャンヴィッツの分類は、論文相互の関連を相殺し、むしろバージェスの思考のまとまりを分からなくしていると筆者には思える。バージェスの研究の流れに即して忠実に検討してみたいと思うのである。

2 社会調査

—1916, "The Social Survey: A Field for Constructive Service by Departments of Sociology"—

2.1 サーヴェイソーシャルワークと社会学—

論文「社会調査：社会学部による建設的なサービスの分野」(“The Social Survey: A Field for Constructive Service by Departments of Sociology”)は、1916年、*American Journal of Sociology* 21に掲載された。

バージェスは、上述の論文で、次のように述べている。

「社会学者の手にある社会調査は、最近に至るまで、教室の限界に閉じ込められていた。」
「要するに、大学の社会調査は実験室のおもちゃ以外のものではなかった。(中略) 変わらぬ重要性についての社会的研究は、社会学部によってではなく、個人によって、あるいはソーシャルワーカーの集団によってなされ

た。」 (Burgess, 1916 b : 265)

ここで例としてあげられているのは、ブース著、*Life and Labour of the People of London*、ラウントリー著、*Poverty: A Study of Town Life*、ジェーン・アダムス著、*Hull -House Maps and Papers* である。ピッツバーグ・サーヴェイ (Pittsburgh Survey) にも言及されている。しかし社会の研究は社会学者の仕事ではないのか。

井垣章二はこの時代を「一九〇〇年代の初め一〇年はサーヴェイ・ムーヴメントの時代と特徴づけることができ」と述べている (井垣, 1998 : 219)。井垣によれば、当時のサーヴェイ・ムーヴメントの主体はソーシャルワーカーであった。

「アメリカ社会福祉発達史における二大潮流は、COS [天木注：慈善組織協会] 運動とセツルメント運動であるが、もう一つの潮流としてサーヴェイ・ムーヴメントを含め、三大潮流とすることもできる。処理すべき問題を生み出す社会諸条件の科学的究明による事実の究明—サーヴェイこそ、この時代のソーシャルワークの重要課題であった。」

(井垣, 1998 : 219)

『「サーヴェイが輝く新しい星として、われわれの地平に現われた時代』であった。一九〇七年からは、当時アメリカを代表する工業都市ピッツバーグで調査が開始される。それは全アメリカの、とりわけ全ソーシャルワーカーの最も注意を集める大イベントであった。調査責任者はディヴァイン編集長の下で『チャリティーズ・アンド・ザ・コモンズ』の副編集長として働くポール・ケログであった。ピッツバーグ・サーヴェイの結果は、『チャリティーズ・アンド・ザ・コモンズ』に逐次発表されていった (この調査は、のち

六冊に分かれて出版され一九一四年に完成された)。『ザ・サーヴェイ』への改題は、この調査の影響であろう。逆にこの改題そのものは、当時のソーシャルワークをサーヴェイとして包括してよいほどサーヴェイがソーシャルワークを圧倒する、すなわちソーシャルワークのサーヴェイ時代であったことを証明するものである。」（井垣、1998：219-20）

バージェスが社会調査を始めたのは、このような時代である。社会学では、ようやくカンザス大学と南カリフォルニア大学に社会調査のコースが導入されたばかりであった。社会学者による社会調査としては、社会学者自身の発案あるいはコミュニティからの依頼によって、社会学者がコミュニティ調査をするというのが一般的であった。コミュニティあるいはコミュニティの組織は、その状況とニーズの目録を作成することに、社会学者の専門的なサービスを得た。例えば、オハイオ大学社会学部はサークルヴィルで、大都市の最悪の地域に匹敵する過密状態を明らかにする重要な住宅研究を行った。

しかし社会学者はもっと満足のいくサービスを提供することができるとバージェスは述べる。バージェスが提案するのは社会学者の指導の下に、コミュニティが自己研究するという調査の形態である。ベルヴィルとローレンスの社会調査は、カンザス大学社会学部の指導の下、この第二の方法で行われた。この調査の原理は二つある。

- (1) 「コミュニティは全体としてサーヴェイ・ムーヴメントを進めるべく組織化されるべきである。」（Burgess, 1916 b : 267）
- (2) 「生活条件の研究は、調査技術の専門家の指揮の下で、コミュニティによってなされるべきである」（同：268）

ベルヴィルは、住民 2300、「誰もが互いを知っている（everyone knows each other）」（Blackmar, 1914:47）コミュニティであり、ローレンスは、住民 13,000、カンザス州ダグラス郡の郡庁所在地である。

ベルヴィルでは、カンザス大学社会学部の指揮の下、地域の福祉協会が全面的に協力し、スタッフのワーカー 20 人に加えて 50 人以上のボランティアワーカーが戸別訪問のために確保されたという。教育局長、教師、教育委員会、聖職者、医者、都市及び州の公務員の協力も得た。（Blackmar, 1914 : 3）

ローレンスでは、カンザス大学社会学部の指揮の下、実行委員会、財務委員会、一般調査委員会（8つの組織：市民研究クラブ、ブラザーフッド連合、女性クラブ連合、商人組合、聖職者同盟、宣教師連合、PTA、ソーシャルサービス連盟の各代表が参加）、そして調査課題のそれぞれに調査委員会が組織された。調査課題は以下のようであった。1) 地形と人口、2) コミュニティ計画、3) 地方行政、4) 商業・産業・労働、5) 公衆衛生、6) 住宅、7) デイペンデンシー¹⁾、8) 非行、9) リクリレーション、10) 教育、11) 教会と宗教である。各委員会の組織図を見ると夫人（Mrs.）が多いのも印象的である。（Blackmar & Burgess, 1917 : 2-3）

「社会学者は、調査委員会の地域メンバーの具体的で実践的な知識を活用するだけでなく、大学や州の部局における専門家の特殊な知識で支援することもできる。」「かくして社会調査は、賢明に組織されるならば、大学の専門知識と州の技術資源の双方を、コミュニティのサービスにゆだねる。」

（Burgess, 1916 b : 269）

2.2 コミュニティ研究と社会学

「専門家の指導の下でのコミュニティの自己研究の組織化」という新しい調査の形態には二つの利点がある。

第一に「コミュニティ意識との有機的な関連」である。 (同：269)

「調査の地域委員会の組織化は、社会意識のより高度な統合を示している。『支持者 (boosters)』と『批判屋 (knockers)』の両極端にコミュニティを心理的に分裂することは、社会問題の科学的研究に含まれる建設的な態度の前に消滅する」 (同：269)

この文章は、ソーシャルワーカーの調査に対する批判と解することができよう。バージェスによれば、調査が、社会学者の科学にのっとった建設的な態度によって行われた結果、次のような成果が得られたという。

「第一に、専門的指揮者の下でのコミュニティによるコミュニティ研究は、地域のワーカーの訓練を保証する。第二に、コミュニティの活動的なソーシャルワーカーのこの訓練は多くの場合、彼等の側に、社会問題に対する態度の全面的な変化を伴う。調査の科学的方法の活用における具体的で実践的な経験は、人道的な関心の表出に合理的な解釈を与える傾向にある。第三に、調査へのワーカーたちの参加と訓練は、コミュニティの大きく実効性のある集団に、調査によって提示される建設的な社会進歩のプログラムを促進する覚悟と準備をもたらす。」 (同：269-70)

社会学者の科学的なやり方は、ソーシャルワーカーたちの態度を変えろという。さらには、コミ

ュニティの（おそらく上層部も含めた）大きく実効性のある集団を動かすことができる。実際、ベルヴィルとローレンスの社会調査はこの最後の点において、大きな成果をあげたとバージェスは述べる。

「ベルヴィルでは、調査を指揮した地域の社会福祉協会の会長が、調査の最も重要な勧告のいくつかを含む綱領を元に、市長に選ばれた。ローレンスでは、報告書を出版する前に、三つの条例が、調査の直接の結果として成立した：一つは都市のミルク供給の視察と管理を提供すること、他に、住宅基準を確立すること、他に、公的福祉の委員会と監督者を創立することである。」 (同：270)

ソーシャルワーカー主導の調査の場合、ともすればコミュニティ上層部との対立が生じやすかったと思われる。社会学者が調査に加わった結果としてコミュニティ意識の高度な統合が得られ、市長に選ばれたり、各種の条例が実現したりという実際的な成果をあげたということであろう。

第二の利点は、社会学者及び社会学科も特有の刺激を受けることである。

(1) コミュニティの自己研究の指揮者としての社会学者は二つの技術において専門的な訓練を必要とする。「統計と解釈という、調査のインパーソナルな道具の利用」と「協力とチームワークを組織する上で必要なパーソナルなテクニックの使用」(同：270)である。

コミュニティの問題はまさに社会学者の扱うべき問題である。しかしその満足のいく解決にはすべての社会科学の統一した行動が必要である。したがって社会学者のより大きな仕事は「コミュニティだけでなく、大学と州の専門的なサービスの

組織化にある」(同：271)

(2) 調査の刺激はクラスルームを活性化する。社会は社会学者の研究室である。

(3) 最後に、社会進歩とのかかわりが考察されている。

「過去の我々の改革運動は、あまりにも多くの場合素朴な観念に基づいていたので必要とされたことといえば、単に悪い部分 (ins) を良い部分 (outs) に取り替えるだけであった。」 (同：271)

民主的な進歩達成の単位はコミュニティにある。

「家族は小さすぎる。州と国家は大きすぎる。コミュニティにおいて、都市計画、地方経費、公衆衛生、住宅、非行、ディペンデンシー、リクレーション、教育、社会宗教の諸問題が解決される。未来のアメリカの生活の構築は、根本的にコミュニティの問題である。したがって、専門家の指揮下にあるコミュニティの自己研究のタイプの社会調査は、有効で社会化された民主主義の実践的な実現に向けての第一歩である。」 (同：271-2)

3 小都市の少年非行 — 1916、*“Juvenile Delinquency in a Small City”* —

論文「小都市における少年非行」(*Juvenile Delinquency in a Small City*) は、1916年、*Journal of the American Institute of Criminal Law and Criminology*, No.6 という犯罪学の専門誌に掲載された。

論文は次のような文章で始まる。

「都市における少年の非行とディペンデンシー [*juvenile delinquency and dependency*] については数多くの研究がなされてきた。小都市、町は看過されてきた。しかしこどもの発達の問題 [*the problem of child development*] は、小さなコミュニティにも存在するし解決はより困難でさえある。」

(Burgess, 1916 a: 724)

ここに見るように、バージェスは、論文のテーマを「少年非行」(*juvenile delinquency*) から「少年非行とディペンデンシー」(*juvenile delinquency and dependency*) へ、さらに「こどもの発達」(*child development*) の問題へと置き換えている。

さらに研究の意義について、「田舎の州の住民12,000の小都市におけるこどもの非行とディペンデンシーの状態 (*the situation of child delinquency and dependency*) の主要事実を示す先駆的な試み」(同：724) と述べている。

本稿は、ローレンス社会調査における一項目、「非行」を基に書かれた。

以下検討していこう。

調査の対象は、1912年5月1日～1914年4月30日の2年間に、少年裁判所に出廷した52人の「こどもたち」(同：724) である。

表1は、地区別に少年裁判所に出廷したこどもの数を性と人種によって分類し、全少年中の非行少年とディペンデント (*Delinquents and Dependents*) の%をみたものである。

年齢は16才以下、()内は5才以下である。非行比率は性と人種によって差がある。有色少年4.22%、有色少女2.63%、白人少年2.59%、白人少女1.48%である。少女よりも少年に、白人よりも有色人種に非行比率は高くなる。しかしそれ以上に重要なのは、居住地であるとバージェスは論じる。

表1 少年裁判所に出廷したこどもの数（地区、性、人種別）と
全少年人口中 **Delinquents and Dependents** の%

地区	少年		少女		計	年齢集団 5-16才	都市における年齢集団 5-16才全子ども数中の%
	白人	有色	白人	有色			
I	11	2	2(19)	2	17(1)	16	2.82
II	2	2	0	0	4	4	0.82
III	3	1	4	0	8	8*	1.55
IV	7(2)	1	5(1)	3	16(3)	13	8.36
V	0	0	0	0	0	0	0.00
VI	2	0	2(1)	1(1)	5(2)	3	1.44
短期	1		1		2	2	
計	26(2)	6	14(3)	6(1)	52(6)	46	2.13

注：括弧内の数値は、それぞれの集団内の5才以下の少年少女の数を示す。

*原文は88だが明らかに誤記であるので天木が修正。

(Burgess, 1916 a : 725)

というのは、表1にみるように、第4地区の非行比率は図抜けて高い。

「もしこの比率が12年間（少年年齢集団における5才から16才までのこどもの生に対応して）維持されたとしたら、そしてこの間『リピーター』がなかったとしたら、第4地区の子どもたち全ての半分が、少年裁判所に出廷することになる。」（同：725）

第4地区の該当者は、4分の3が白人である。白人に対する黒人の比率が都市の中でもっとも高いのが第5、第6地区なのだが、表1にみるように非行比率は低い。人種は非行の主要因ではない。

第4地区には、都市の劣悪な住宅事情が集中し、貧困が子どもに影響を及ぼしている。教会、学校、遊び場もない。

「根本的な原因は、こどもの墮落につながる低水準の家庭環境である。」（同：726）

しかし第4地区と第5、第6地区とでは、住民の経済状態はさほど変わらない。両地区を比較することにより、「こどもの発達に与える地理の影響が明らかになる。」（同：726）

二つの地理的要因が関係するとバージェスは述べる。

「第一は、第4地区と比較して、これらの地区の居住の半田舎的な特質 [the semi-rural character of the dwellings] である。第二の地理的要因は、ビジネス街との近さの相違である。」（同：726）

田舎の居留地においては、こどもの生活は「call of the street」（街の呼びかけ）によって邪魔されることなく、「call of the wild」（野生の呼びかけ）に反応する。

「第4地区の少年非行の過剰な多さは・・・地理的位置の相違の故に、道を誤らせる遊びの衝動が原因であると思われる。」

表 2 少年裁判所への出廷原因

	少年	少女
Dependent and Neglected (要保護児童と被放任児童)	6	13
盗み	11	0
手に負えない、不道德	2	6
平穩を乱す	6	1
不法侵入	4	0
財産損傷	2	0
喫煙	1	0
計	32	20

(Burgess, 1916 a : 727)

(同：726)

都市はこどもの発達にふさわしくない。

この論文で、バージェスは「居住」を手がかりに、非行の原因に迫ってゆく。

「居住の研究は、家庭、近隣、地理的環境の影響を明らかにした。」 (同：726)

家庭、近隣、地理的環境の影響を調べる手がかりは、ここでは居住であった。

表 2 は、少年裁判所への出廷原因を性別にみたものである。

「dependent and neglected」の項目で、52 人中 19 人、36.5% を占める。少女だけでみれば 65% である。項目は「dependent and neglected」、neglected と組み合わせることにより、dependent の語の意味するところが明らかになる。要保護児童と被放任児童である。さらに「手に負えない、不道德」「平穩を乱す」「喫煙」と犯罪には当たらないと思われる項目が並ぶ。彼らは犯罪者なのか？

少年裁判所はどのような働きをしているのか。下された判決、処遇を見ることにしよう。

州立少年矯正院 12 人（内 3 ケースは保留）、児童養護施設 6 人、養子 5 人、保護観察 29 人（同：727）。

「最後の手段」（同：727）とされる少年矯正院に送られるのは 23%、内 3 ケースが保留ということであるから、実際には 17% にすぎない。児童養護施設、養子と続くその判決は、明らかに犯罪者というよりもこどもに対する処遇である。

4 少年裁判所と非行原因の研究

4.1 少年裁判所

非行のテーマが、非行少年と要保護児童の問題となり、さらにはこどもの発達の問題と同一視される、その点から解明してゆこう。

まずは、当時少年裁判所がどのような制度であったかの説明が必要である。少年裁判所法は、イリノイ州で 1899 年 7 月 1 日、世界で初めて施行されたと言われている。正式名称は、An act of regulate the treatment and control of dependent, neglected and delinquent children／要保護児童、被放任児童および非行少年の処遇と統制を規制するための法律（訳は徳岡、1993：106）である。

1880 年代～1920 年代にいたる革新の時代、シカゴでは、シカゴ女性クラブのメンバー、またジェーン・アダムスとセツルメントのメンバーが、「少年は大人としてではなく少年として処遇されるべきで、成人犯罪者とは完全に区別すべきである」（徳岡、1993：101）との趣旨から、少年裁判所の設立を求めて運動を展開した。徳岡秀雄によれば、その主意は、女性たちによる「児童救済」であったという（同：99）。

井垣は、アメリカのまさにこの時代を、児童と福祉の観点から描いている。

「二〇世紀を迎えたアメリカにおいて、その児童福祉発達史における画期的な出来事は、

一九〇九年、第一回〈児童に関するホワイトハウス会議の開催〉と、それに続く一九一二年の〈連邦児童局の創設〉である。それは児童福祉という限定においてでなく、広く社会福祉とした方がよいかもしいない。」

(井垣、1998: 178)

井垣によれば、これは「ソーシャルワーク専門職の勝利」であった。

「本来、社会福祉は、慈善組織協会であれセツルメントであれ、さまざまな慈善・博愛諸団体による私的活動を中心とし、本質的にローカルであった。すなわちこれによって社会福祉は、『私的』でなく『公的』『国家的』、『地方的』でなく『全国的』に向かうことになったといえる。」

(同: 178)

井垣は、この時代のアメリカに、国家が社会福祉の領域に進出するという、大きな動きを見たのである。

「時代は世紀転換期、(中略)革新時代(Progressive Area)であり、その主人公は児童であった。」

(同: 178-9)

井垣の論文に登場するのは、連邦児童局の創設を発案し推進したフローレンス・ケリー²⁾とリリアン・ワルド、ハルハウスの開設者ジェーン・アダムス、連邦児童局の初代局長ジュリア・ラスロップ、2代目局長グレース・アボットの女性たちである。

井垣は、児童労働の規制と教育の授与に焦点をあてて、20世紀初頭のアメリカにおける児童保護の歴史を描写した。もちろん井垣も言及はしているが、当時のアメリカにおける児童保護の歴史

を語る上で忘れてはならないさらなる金字塔が、少年裁判所法である。

少年裁判所法は、大人の犯罪と区別して16才以下の少年少女による犯罪を「非行」と定義した(徳岡、1993: 106)。非行の語には、すでに16才以下という年齢が組み込まれている。犯罪における「こどもの生誕」といってよいであろう。

アメリカにおける福祉の歴史が、児童の労働と教育にまつわる諸問題に始まったとするのであれば、アメリカにおける社会学の歴史は、非行に始まったと言えるかもしれない。非行の語は、犯罪とこどもの二つの面をもつ。

4.2 アメリカにおけるこどもの保護

アメリカでは、当時、民間によるこどもの保護活動が興隆した時代であったようである。

ニューヨークではブレイス(Charles Loring Brace)が1853年、ニューヨークこども援助協会(New York Children's Aid Society)を設立した。

ニューヨークこども援助協会は、工業学校(industrial school: 労働者階級のこどもたちに、通常の科目とともに産業の習慣、規則、清潔さについても教えた。)や夜間学校他を展開。また1854~1929年の期間には、孤児列車を仕立てて、「ニューヨーク市の約10万人の子どもたちを中西部の新たな家庭に移住させた。」という。(Myers 2006 [訳 2011: 44-46])

「彼は、田舎での生活と宗教には回復する力があると確信していた。」

(同訳: 46)

当時、ブレイスが救済しようとしたこどもの状態は、ブレイスによって

「直面したのは、通りをさまよひ、ただよい歩く膨大な数の少年少女であった。彼らに住

まいや職をあてがうことはほとんどできず、犯罪者、売春婦、浮浪児の数を継続的に増すばかりであった。」（同訳：43）

と描写されている。

少年裁判所が対象とした非行少年少女とは、ブレイスが保護しようとしたこどもたちと同じと言ってよいであろう。ニューヨークもシカゴも都市化のあおりを受けて、保護を必要とする、親に見放された、犯罪一歩手前のあるいは犯罪に身を染めたこどもたちの存在が、社会問題化していたのである。

1875年には、やはり民間の力により、ニューヨークこども虐待防止協会（New York Society for the Prevention of Cruelty to Children）が設立される。当時、こどもたちの惨状を目の当たりにして、民間により多様な救済活動が展開された。少年裁判所は、当時の児童救済の主要な一角であった³⁾。

4.3 非行原因の研究

少年裁判所はその後、シカゴ市とクック郡が主軸となって担うこととなり、シカゴ女性クラブ少年裁判所委員会はその任務を終えることとなる。

「シカゴ女性クラブ少年裁判所委員会の女性たちは一九〇六年、今度は少年保護協会を組織し、非行少年、とりわけ累犯者の原因究明に乗り出した。」（徳岡、1993：151）

ここに設立されたのが、少年精神病理研究所（Juvenile Psychopathic Institute）である。役員には、シカゴの少年裁判所を担った人々、さらには当時の合衆国における児童福祉の専門家が顔をそろえていた⁴⁾。

所長に任命され、研究を担ったのが精神科医で

あり心理学を修めたヒーリー（William Healy）であった。ヒーリーは研究所での成果を1915年、*The Individual Delinquent* として出版する。本書は犯罪、非行についての科学的な研究の先駆けとなった。

研究所の目的は非行の原因を科学的に探求することである。研究所の成り立ち、ヒーリーを所長に迎えたことなどからして、研究はあらかじめおおむね方向付けられていた。累犯者が多いこと、累犯者はその非行キャリアを児童期、青年期に始めていることが、研究のオリエンテーションとして、イギリスのデータを元に論じられている。（Healy, 1915：10-12）

当時、犯罪の原因に関しては、遺伝説、病気説等、さまざまな一般論が流布されていた。

「違反者を実際に扱わねばならない人々に直接役に立つような犯罪学の文献は驚くほどない・・・一般論はたくさんある。けれど明快な理解と科学的な扱いに導くような個人の研究をしようとする、手引きとなるものはほとんどないのである。」（同：3）

個人が注意深く研究される必要がある。ヒーリーは、個々のケースの研究、ケーススタディ、ライフ・ヒストリーの研究こそが真実に到達する道だと主張する。彼は、15～16才の少年を主な対象として、1000 ケースを分析した。

5 パーソンとしての非行少年 —1923、“The Study of the Delinquent as a Person” —

5.1 個人とパーソン

前述の時代背景とヒーリーの先駆的な業績を抜きに、バージェスの非行論を論ずることはできない。

1923年、バージェスの論文、“The Study of the Delinquent as a Person”が*American Journal of Sociology* 28に掲載された。

「個人としての非行少年の研究 [The study of the delinquent as an individual] が、アメリカの精神科医、ウィリアム・ヒーリーによる画期的な書、*The Individual Delinquent* によって導入された」 (Burgess, 1923 : 176)

の冒頭文で始まるこの論文は、ヒーリーの仕事、*The Individual Delinquent* を「個人としての非行少年」と捉え、この仕事をたたき台として、*The Delinquent as a Person* : 「パーソンとしての非行少年」を論ずるという構図で書かれている。

ヒーリーはケーススタディの方法を採用し、ありとあらゆるといてよいほどの諸事実(家系、出生前の生活、こども期の発達、病気とけが、社会経験、精神生活)を収集し解釈した。さらに「ヒーリーはまったく自然に、家族の歴史や社会環境についての事実を獲得するにあたり、ソーシャルワーカーの経験の価値を認識していた。」(同 : 181)

バージェスはヒーリーに対抗するわけだが、見方によっては、ヒーリーの仕事にただ一点を付け加えたにすぎないとも言える。パーソン (person) の概念である。

「パーソンとは地位をもつ個人である。われわれは個人として世界に参入する。われわれは地位を獲得し、パーソンとなる。……個人は必然的に、彼がメンバーであるところの全ての社会集団において、何らかの地位をもつ。」 (同 : 181)

上の文章は、R. E. Park and E. W. Burgess 著、

Introduction to the Science of Sociology (1921) の項目、“the individual and the person”からの引用である。定義したのは、パークであるとの前置きのもと、バージェスは、パーソンを論じてこの文章を繰り返し引用する⁵⁾。

パーソンとは、個人の「地位」に着目する捉え方である。この場合「地位」とは、個人がメンバーとなっているところの社会集団における「地位」であることに注意する必要がある。フォーマルな組織における地位ではない。

この背景には、クーリーによる第1次集団の発見がある。

「チャールズ・クーリーは、第1次集団と第2次集団との区別の重要性を最初になしえた人物であるが、第1次集団、すなわち家族、近隣、村落コミュニティの親密でフェイス・ツー・フェイスなつながりが、個人の社会的な性質と理念を形作る上で根本的であることを指摘した。」 (Park & Burgess, 1921 : 56)

自己、パーソナリティを形成するのは、第1次集団である。

バージェスは、7つのケーススタディによって議論を進めていく⁶⁾。1916年少年非行の論文では「居住」を手がかりに、非行に対する「家族、近隣、地理的な環境の影響を明らかにした」と述べたバージェスであるが、ケーススタディという方法を獲得したことによって、家族、近隣、学校、友人関係などの諸事実は圧倒的に豊かに、かなりな程度自在に入手可能となった。問題は切り口である。

まずは個人とパーソンを区別することの重要性が示される⁷⁾。

ケース1は、数学能力に特別な欠陥をもつ少年

である。数学能力の欠如故に、彼の集団（特に学校）での地位は低く、「精神薄弱」クラスに入れられる。無断欠席、けんかは、彼の「地位を維持するための闘い」であった。

「個人として、少年は数学能力に特別の欠陥をもっていた。パーソンとして、彼は集団の地位において屈辱を受けた。」

(Burgess, 1923 : 183)

個人の特徴はいろいろある（少年、体格がよい、数学能力の欠如、母親が元教師、等々）。その中で、ある種の特徴が、彼の社会的な立場に影響する。このケースで言えば、集団における彼の地位に大きな影響を与えたのは、数学能力の欠如という特徴であった。

「パーソナリティとは、社会集団における個人の役割と地位を決定する特徴の総計と組み合わせとみなしてよいであろう。」(同：183)

バージェスによれば、「個人についての研究テクニックは、パーソンについての研究テクニックよりもはるかに発達している。」(同：183)。

彼がここで言及しているのは、身体測定、知能テスト、情緒スコアなどの開発である。パーソンの研究はまだ始まったばかりであり、量的な指標を手に入れるという希望を捨てるわけではないが、「第一に質的な定義の問題であることに変わりはないであろう。」(同：185)

5.2 不適応

ケース2、ケース3を「非行」の枠組でくくるのは、かなり困難であろう。ケース2は、家族の中でただひとり醜い少女が劣等感から引きこもってしまうケースであり、ケース3は、ひとりっ子

のケースである。当時、劣等感、ひとりっ子の自己中心的な行動といったテーマは、心理学、神経症や精神分析のお定まりのテーマであったらしい。それをパーソンとしての社会的プロセス（家族、遊び仲間の行動、態度の複合体）の働きによって、分析してみせようというのである。

「パーソナリティの真の基準は、明らかに社会的相互作用の領域に見出される。われわれは、問題のパーソナリティが、他の人間を刺激したり影響を与えるあり方、そして他の人間の行動が、問題のパーソナリティに適応と反応を生み出すあり方を指摘することなしに、パーソナリティの完全で一般的な記述をすることはできない。パーソナリティを記述するにあたっては、われわれは必然的に『他の人間』という観点をとらざるをえないのである。」(同：190)

他者を想定せざるをえないパーソナリティとは社会的な概念である。

というだけではなく、

「さまざまなパーソナリティの相互作用から生ずる問題が、もっとも真の意味での社会問題なのである。それらは社会的不適応の全ての形態－変人の気まぐれから犯罪者の最悪の行為まで－を含んでいる。」(同：190)

ここにバージェスは、「社会的不適応」の概念を導き出す。非行は社会的不適応の形態の一つとなる。

ケース3では、甘やかし放題であったひとりっ子が、母親の死、父親の再婚に遭い、友人関係もうまくいかなくなり、追い込まれていくことになるのだが・・・。

社会集団におけるパーソンの地位は、「(a) 自分自身の役割について個人がどう考えているか、そしてさらに重要なのは (b) 集団における仲間たちの、コミュニティの、そして社会の、当該個人に対する態度」(同：191)の問題である。

ある人間に対する他者の態度の複合体は変化を受けやすい。地位の獲得あるいは喪失は、パーソンにとって死活問題である。

ケース4は、発育不良で足が変形している黒人の若者が、家庭でも学校でも地位を得ることができず、非行集団において地位を得るという「地位を維持するメカニズムとしての代償行為」といういわば非行の典型とされる例であるが、ここに心理学者アルフレッド・アドラーが言及されていることを付記しておこう。

Introduction to the Science of Sociology は、名称の示すとおり、社会学を科学として確立しようとの主旨で作られたテキストである。“the individual and the person”の項目で言えば、先達として、予防医学、精神医学への言及がみられる。バージェスは、非行の領域を舞台として、パーソンの概念を武器に、社会学が科学であることを示そうとしている。

5.3 パーソンの社会世界 (the social world of the person)

ケース5。不適切な母親に育てられた娘が、施設を通じて養母に引き取られるのだが、清潔で秩序正しく制約の多い養母のもとから逃亡する。慣習的な基準で判断するならば、養母の家は理想的な環境であった。しかし少女にとっては、囚人の家以外の何ものでもなかった。

ケース6。家庭で、学校で、職場でうまくいかない若者が、通常「犯罪を増殖させる場所」(同：196)として非難される玉突き場で息を吹き返す様子を明らかにする。

「玉突き場は、パーソンの願望を満足させる、独特の規範と行為のコードをもつ社会世界と認識される。」(同：197)

パーソンの社会世界が理解される必要がある。

「ノーマルな社会的発達の健全な条件は、パーソンの願望が表現を見出すのに適した社会世界を必要とする。願望を無条件に抑制する試みは、表現をゆがませることになる。状況の常識的な観察に由来するソーシャルワークのテクニクは、あまりにも多くの場合、フォークウェイズやモーレスの相違への適応、微妙なパーソナルな態度の感知、パーソンの渦をまき変化する願望の理解に必要な精練を欠いている。」(同：193)

ケース5、ケース6では、常識的な観察を越えることのないソーシャルワークのテクニクに苦言を呈している。

フォークウェイズ、モーレスなど、パーソナルな諸要因について、社会学には社会生活を理解するにあたり鍛え上げられた概念、見方が存在する。ヒーリーに対し「社会的諸要素の役割についての彼の認識は、常識をほとんど越えていない。」(同：181)と批判したバージェスである。社会学は常識を越えてゆく。

個人とパーソン(社会世界)の相違を、明快に示すのがケース7である。

ケース7は、20才前後の若者のケースで、個人としてはまったくといってよいほど問題がないにも関わらず、彼の社会世界を構成する集団が、彼を破綻させた例である。

普通でない家庭状況(不道德他)出身の若者であるが、彼自身の行動はほとんど非の打ち所がな

かった。彼自身は、元気で、著しく容姿もよく、学校での成績も首位クラスであった。困難は、彼がちゃんとした家庭の少年たちと友人になったことから始まった。友人たちとダウントウンでつきあったが、家庭に招待されることはめったになかった。彼はフランクで正直でスポーツマンらしいやり方でどこでも友人を作った。高校での友人たちと同じカレッジに進学するが、友人の親たちは、少年たちが彼と同じカレッジに行くことをあらん限りの力で妨害したことから、彼は激怒し、惨めになり、深く傷ついた。彼の人生でこれほど深く彼に影響を与えたことは他にないことは明らかであった。

カレッジでは優秀な成績であったが、プライドに受けた傷から立ち直ることはなかった。彼の側で、友人たちの側で、態度に変化が生じた。彼はギャンブルをし乱れた場所に出入りし、ある時警察の手入れにひっかかった。学長、教授陣の前に呼ばれた時、彼の鬱積した激怒が爆発し、悪態をつき、自ら退学。家庭に戻ればすぐさま最上の地位を手に入れたが、父親のように人生をエンジョイすることはできなかった。

6 終わりに

「社会調査」と「小都市の少年非行」の二つの論文は、大学に職を得たバージェスが、特にカンザス大学在職の時代、教授ブラックマーの下で自ら指揮をとった二つのコミュニティ調査、ベルヴィル社会調査とローレンス社会調査を基に書かれた論文であった。これらの論文は二つとも、当時の時代背景のなかにおくことによってより理解が得られる。井垣の仕事がそれを可能にしてくれるのだが、井垣の仕事は、見方によってはシカゴ学派の生成を、ソーシャルワーカーの側から描写したものと言ってよいかもしれない。井垣は、児童とソーシャルワーカーが、アメリカにおける世紀

の転換期、革新の時代の主人公であったと述べている。

「小都市の少年非行」に対するバージェスの問題は、まさに少年裁判所法の制定、少年精神病理研究所の設立へと向かう、児童をめぐる革新の時代という背景の中で陶冶され、「パーソンとしての非行少年」へと展開する。その過程でバージェスは、パーソンの概念とケーススタディというバージェス社会学の礎石ともなるべき概念と方法を獲得した。

「社会調査」の論文に関しては、筆者は、井垣による時代背景の提示、特にソーシャルワーカーによるサーヴェイ・ムーヴメントの知識を得ることによって始めて理解が可能になった。当時、社会学者は遅れて社会調査に参加したのであり、ソーシャルワーカーのサーヴェイとの差別化が論文の基調にあったという認識である。

「パーソンとしての非行少年」には、社会調査の方法としてケーススタディが導入された。

ヒーリーの研究に触発されたことに違いはないのだが、バージェスは後に1927年の論文「社会学研究の方法としての統計とケーススタディ」(“Statistics and Case Studies as Methods of Sociological Research”)において、統計とケーススタディについて論じている。詳細な検討は今後の課題とするが、ここでは以下の文章を引用しておくことにする。

「計量的な方法は主に、人間行動のあらわでより表層的な側面を扱う。表面の下に探りを入れ、パーソンの内的な生活を描き出し分析するには何か他のもっと共感的で識別力のある方法が必要である。」「社会学にとって統計の最も重大な欠陥は(中略)社会について、有機的というよりも原子論的な概念に基づいていることである。」「社会についての原子論

付表 パーソンとしての非行少年：ケース研究の概要 (Burgess, 1923: 181-199)

個人の特徴	パーソン (集団における地位)	非行、対処とその結果
case 1 数学能力の欠陥	集団における地位の低さ (特に学校) 低能クラスに入れられる	無断欠席、反抗的、けんか 地位を維持するための闘い 地位の移動 個人教師による成績の上昇 ㊦
case 2 みにくいアヒルの子	家族からも外の世界からも無視される 11才、パーティーに参加、小さな少年に拒否された	殻を形成 家族は信用しない、友達をつくらない 引きこもり 読書 ⇒ 自分の世界を構築
case 3 ひとりっ子	ゆたかな家庭、結婚して7年目のことも 両親による甘やかし 学校では利発/教師のベツトに 地位の変化 母親の死 (13才)、父親の再婚 (14才) 父親は甘く、義母は父親に従っていた 父親との鬱鬱、友人関係に支障	自分本位、興奮しやすい、反抗的、父母にもかみつく 遊び仲間支配的 高慢、身勝手、うぬぼれ
case 4 黒人の若者 発育不良、足の変形	共有する集団の中で兄との競争 父親はアルコール依存症、母親は別居、離婚訴訟中 祖母に預けられる 父親を嫌悪	盗み (はじめは父親のポケットから) 集団移動 友人の家で高価な指輪を盗み発覚 引越、新しい学校に、家庭生活にも順応
パーソンの社会世界	共有する集団としての非行	
case 5 母親の家 慣習的には理想的な環境だが少女にとっては囚人の家	4才、母親が寡婦に、病弱、貧困 11才、母親が「酔っぱらいの野蛮人」と再婚 母親の対処：不健康な場所を連れまわす 法的援助により 施設から養母のもとへ：清潔、秩序、規制	浮浪 学校での不品行、処罰、施設への収容、自殺願望 逃亡、生意気 養母は手放し裁判所に戻した 母親は以前に増して墮落しており、娘に盗みをさせる
case 6 玉突き場 パーソンの望みを満足させる 独時の規範と行為のコードをもつ社会世界	アイルランド出身の少年、感情的 家庭のコントロールの欠如、悪い仲間 両親の放任、両親に対するリスベクトの著しい欠如 14才：日曜学校に行くのをやめる 高校2年で退学 職場を転々	けんか、ギャング、盗み 態度の変化 → 玉突き場に 友人は多く人気者に、しかしリーダーではない 家庭規律の欠如と自由でイージーな生き方が彼の成長を妨げた
パーソンの社会世界の崩壊		
case 7 20才ぐらいの若者 彼自身に問題はない	家族はだらしなく不道徳、普通でない家庭状況 父親はギャングブラス、公然とふいたら女性和交際 しようもない性的に乱れている 彼自身は元気で、著しく容姿よく、成績は首位クラス フランクで正直で、どこでも友人をつくった ちゃんとした家庭の少年たちと親しくなり、ダウンタウンで遊んだが家庭には招待されない 友人とともにカレッジに行く (親たちの妨害)	社会世界の崩壊 ギャング、乱れた場所に入出入り、警察の手入れにあい 学長、教授陣の前に、鬱積した怒りが爆発、悪態をつき自ら退学 自宅に帰り、そこでの地位を回復 しかし父親のように人生をエンジョイすることはできなかつた

的な概念が意味するのは、社会が相対的に独立した諸個人の集合であるという考え方である。この意味において、社会はその構成要素である諸個人の単なる総計と考えられている。他方、社会についての有機的な概念は、それが何を意味するにしても、少なくとも社会とその成員は同様に社会的相互作用の産物であるという事実の認識である。」

(Burgess, 1927 : 280)

〔注〕

- 1) 「ディペンデンシー (dependency)」は調査報告書では「慈善事業 (charity)」の項目となっている。内容は、貧困・貧民の分析、救貧農場の実態の報告などである。
- 2) 井垣は『ハルハウスの地図と報告』の調査はジェーン・アダムスの名で知られているが、ケリーの労作という方が正しいと述べている。(井垣、1998 : 208-9)
- 3) 社会学で非行をテーマとする際に問題となるのは、いわゆる虞犯、不良問題、ラベリング論である。すなわち、犯罪を構成するとは考えられない軽度な問題少年 (卑猥なことばを使う、喫煙等) に「非行」のラベルを貼ることで、非行少年を作り出したとする。確かに十把一絡げに見える扱いであるが、少年裁判所の目的が、犯罪を取り締まるというのではなく、ある種の状況にある子どもたちを保護し救済することであったことから説明する

ことも可能である。

- 4) 理事長は、後の連邦児童局初代局長、ジュリア・ラスロップ。役員に、5年間にわたる寄付を貢献したデューマー夫人、ハルハウスのジェイン・アダムス、シカゴ少年裁判所判事であるマック判事、ピンクニー判事他。諮問委員会には社会学者のジョージ・H・ミードも名を連ねている。(Healy, 1915, *Forgotten Books* 2018 所収、Appendix, p.809)
- 5) 「相互作用するパーソナリティの単位としての家族」1926 (“The Family as a Unit of Interacting Personalities”, *The Family* 7, 1928)、「家族とパーソン」 (“The Family and the Person”, *Publication of the American Sociological Society* 22) など。ここにみられるように、パーソンの概念はバージェスの家族論にとっても、きわめて重要な概念である。
- 6) 7つのケース研究の概要を表にしたものを、論文の末尾に付けておく (付表)。
- 7) 現代の家族と社会を考察するにあたり、今日のイギリス家族社会学では、person、personal の概念が重要視されている (天木、2018)。ギデنزは「世界で生じている全ての変化の中で、われわれのパーソナルな生活 (personal lives) - セクシュアリティ、関係性、結婚、家族 - に生じている変化以上に重要なものはない。」(Giddens, 1999 : 51, 強調は天木) と述べた。またベックの個人化論を想起すれば、person あるいは personal の語への着目が、individual に対抗していることは明らかである (参照、Smart, C., 2007, *Personal Life*, Polity Press)。パーソン (person) の語を個人 (individual) に拮抗しうる概念として考察し、両者を明確に区別することはまさに今日的な課題なのである。

〔参考文献〕

- 天木志保美、2018、「後期近代と家族」『家族関係学』No.37、家政学会家族関係学部会、15-24
- Blackmar, F. W., 1914, *Belleville Social Survey*, HardPress Classic Series
- Burgess, E. W., 1916 a, “Juvenile Delinquency in a Small City”, *Journal of the American Institute of Criminal Law and Criminology* 6, 724-728
- Burgess, E. W., 1916 b, “The Social Survey : A Field for Constructive Service by Departments of Sociology” in *Ernest W. Burgess : On Community, Family, and Delinquency*, Selected Writings (Preface by Janowitz, M.), 1973, The University of Chicago Press, 264-272 (以下、Selected Writings 1973 と略記する)
- Burgess, E. W., 1916, *The Function of Socialization in Social Evolution*, University of Chicago Press
- Burgess, E. W. with Blackmar, F. W., 1917, *Lawrence Social Survey*, Topeka, Kans. : Kansas State Printing Plant
- Burgess, E. W., 1923, “The Delinquent as a Person” in Selected Writings 1973, 176-200
- Burgess, E. W., 1926, “The Family as a Unit of Interacting Personalities”, in Selected Writings, 1973, 81-94
- Burgess, E. W., 1927, “Statistics and Case Studies as Methods of Sociological Research”, in Selected Writings 1973, 273-287
- Burgess, E. W. 1928, “The Family and the Person”, in Selected Writings 1973, 95-106

- Giddens, A., 1999, *Runaway World: How Globalization is Reshaping Our Lives*, Profile Books (佐和隆光訳、2001、『暴走する世界－グローバリゼーションは何をどう変えるのか－』ダイヤモンド社)
- Healy, W., 1915, *The Individual Delinquent*, Little, Brown, and Company, Forgotten Books
- 井垣章二、1998、『児童虐待の家族と社会－児童問題にみる 20 世紀－』ミネルヴァ書房
- Myers, J. E. B., 2006, *Child Protection in America: Past, Present and Future*, Oxford University Press (庄司順一、洪民昌史、佐藤嘉余子訳、2011、『アメリカの子ども保護の歴史－虐待防止のための改革と提言－』明石書店)
- Park, R. & Burgess, E. W., 1921, *Introduction to the Science of Sociology*, The University of Chicago Press
- 徳岡秀雄、1993、『少年司法政策の社会学－アメリカ少年保護変遷史－』東京大学出版会